

経営所得安定対策に係る

産地交付金について

経営所得安定対策の中で戦略作物以外のその他作物について、昨年の産地交付金より減額になりましたが、地域の実情に即した交付金の使途が認定されました。

本村においては、国・県と協議の上、その他作物を地域振興作物と位置づけ、水田の有効活用（不作地解消含む）と担い手支援を目的に次のとおり設定しました。

【地域振興作物への助成】

交付単価…10a当り

16,000円
（景観形成作物、地力増進作物は10,000円）

※通常の肥培管理を行い、JA、市場、直売所、消費者に出荷、販売していること。

■対象作物

野菜、花き、花木、果樹、豆類、雑穀類、種苗類、永年性作物、タバコ（景観形成作物、地力増進作物）

■内容

対象作物を販売目的で作付すること。

景観形成作物、および地力増進作物は、転作作物として作付すること。

■対象者

水田活用の直接支払を申請している農業者

■必要書類

販売を証明する書類、販売者、販売先の名前、受領印記入されていること。（販売期日、販売品目、販売数量、単価、金額を明確に記入）作業日誌の記帳全共通
「景観形成作物」開花日を記帳、作業写真（開花時）を添付
「地力増進作物」鋤込み日を記帳、作業写真（鋤込み）を添付

【担い手（認定農業者）への助成】

交付単価…10a当り

10,000円

■対象作物

地域振興作物のうち、野菜、花き、花木、果樹、豆類、種苗類、永年性作物、タバコ

■内容

地域振興作物への助成に上乗せ助成

■対象者

地域振興作物への助成の要件を満たした認定農業者

※果樹、永年性作物は、新植した年度から4年間。

※自然災害、鳥獣被害などが発生した場合、作業日誌に発生日を記帳し、被害写真を添付。

〈問い合わせ〉

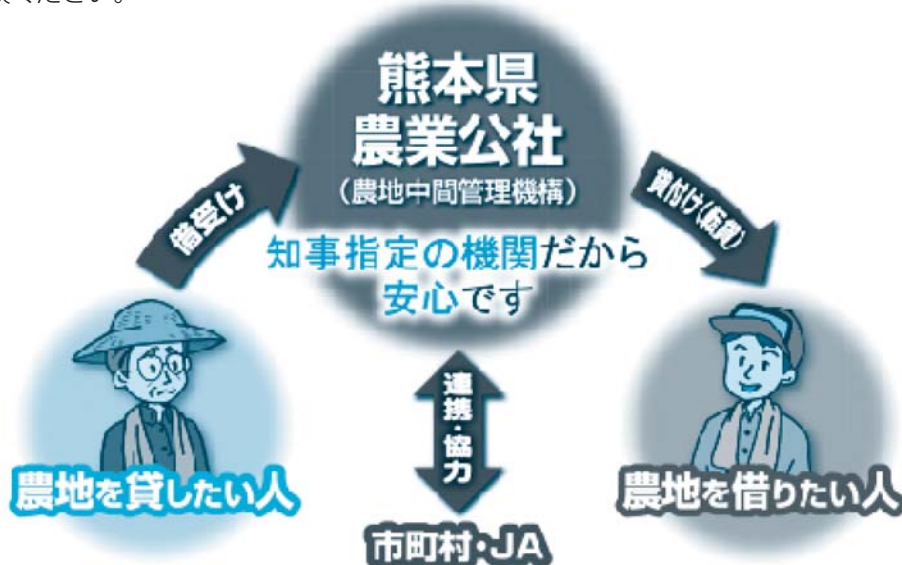
村地域農業再生協議会

Tel(63)31222

農地中間管理機構が農地を『貸したい方』『借りたい方』を募集しています！

農地中間管理機構（県農業公社）では、農業経営を縮小される方などから農地を借り受け、担い手農家などに貸し出しを行っています。

『地域の担い手農家に農地を貸したい』、『良い農地があれば借りたい』という方は、役場農政課やJAの担当窓口、県農業公社にご相談ください。



〈問い合わせ〉 県農業公社 Tel096(213)1234

熊本県農業公社

検索